

議案第79号

朝来市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例制定について
朝来市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年12月1日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市小谷地区コミュニティ・プラントを特定環境保全公共下水道山東中部・磯部処理区に統合するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例

朝来市コミュニティ・プラント条例（平成 17 年朝来市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中朝来市小谷地区コミュニティ・プラントの項を削る。

別表第 2 中「小谷処理区」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正前の朝来市コミュニティ・プラント条例の規定に基づく施行日の前日までの朝来市小谷地区コミュニティ・プラントの使用で、施行日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第79号資料

朝来市コミュニティ・プラント条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第1（第2条関係） 施設の名称、位置及び処理区域			別表第1（第2条関係） 施設の名称、位置及び処理区域		
施設の名称	主たる施設の位置	処理区域	施設の名称	主たる施設の位置	処理区域
(略)			(略)		
朝来市筒江地区コミュニティ・プラント	朝来市和田山町筒江12番地2	筒江、加都の一部	朝来市筒江地区コミュニティ・プラント	朝来市和田山町筒江12番地2	筒江、加都の一部
朝来市小谷地区コミュニティ・プラント	朝来市山東町大垣224番地3	小谷	朝来市羽渕・山口地区コミュニティ・プラント	朝来市羽渕472番地	羽渕、山口
朝来市羽渕・山口地区コミュニティ・プラント	朝来市羽渕472番地	羽渕、山口			
別表第2（第16条関係） 使用料の額			別表第2（第16条関係） 使用料の額		
区 分	汚 水		区 分	汚 水	
上生野処理区 黒川本村処理区 秋葉台処理区 林垣・寺内処理区 土田処理区 竹田処理区 市御堂処理区 寺谷処理区 三波処理区 枚田処理区 大蔵処理区 筒江処理区 小谷処理区 羽渕・山口処理区	(略)		上生野処理区 黒川本村処理区 秋葉台処理区 林垣・寺内処理区 土田処理区 竹田処理区 市御堂処理区 寺谷処理区 三波処理区 枚田処理区 大蔵処理区 筒江処理区 羽渕・山口処理区	(略)	